高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 令和5年度の給与改定

(1) 給料表(第1条中別表第1~別表第3)

行政職給料表 (1)、行政職給料表 (2) 及び医療職給料表ともに給料月額を引上げ 改定 (平均 0.97%引上げ)

(2) 諸 手 当

① 初任給調整手当(第1条中第12条)

区 分	改正前	改正後
医療業務に従事する医師及び歯科医師	414,800 円	415,600 円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	50,800円	51, 100 円

② 期末手当(第1条中第24条)

期末手当の支給月数を 0.05 月分(定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 月分)引上げ改定

区分		改 正 前	改正後
一般職職員	6月期	1.200 月	変更なし
	12 月期	1. 200 月	1. 250 月
	計	2. 400 月	2. 450 月
管理職職員	6月期	1.000月	変更なし
	12 月期	1.000 月	1.050月
	計	2.000 月	2.050 月
定年前再任用 短時間勤務職員	6月期	0. 675 月	変更なし
	12 月期	0. 675 月	0. 700 月
	計	1.350月	1. 375 月

③ 勤勉手当(第1条中第26条)

勤勉手当の支給月数を 0.05 月分(定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 月分)引 上げ改定

区 分		改正前	改 正 後
一般職職員	6月期	1.000月	変更なし
	12 月期	1.000月	1. 050 月
	計	2.000 月	2.050月
管理職職員	6月期	1. 200 月	変更なし
	12 月期	1. 200 月	1. 250 月
	計	2.400 月	2. 450 月
定年前再任用短時間勤務職員	6月期	0. 475 月	変更なし
	12 月期	0. 475 月	0. 500 月
	計	0.950月	0.975 月

④ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当(第1条中第3条、第28条の2及び第29条)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症の発生及びまん延の初期段階から対策を講じることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、手当の名称を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」へ変更

(3) 適用

・(1)の給料表 及び (2)-①の初任給調整手当

令和5年4月1日から適用 令和5年12月1日から適用

・(2)-②の期末手当 及び (2)-③の勤勉手当

公布の日から適用

・(2)-④の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

2. 令和6年度以後の給与改定

(1) 諸 手 当

① 在宅勤務等手当(第2条中第3条、第15条、第15条の3及び第29条、第4条中第3条及び第7条の3)

住居等の場所において、一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全てを勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3,000円を支給

② 期末手当(6月期と12月期の支給月数配分の見直し)(第2条中第24条)

区 分		改正前	改 正 後
一般職職員	6月期	1. 200 月	1. 225 月
	12 月期	1. 250 月	1. 225 月
	計	2. 450 月	2. 450 月
管理職職員	6月期	1.000月	1.025月
	12 月期	1.050月	1. 025 月
	計	2. 050 月	2.050月
定年前再任用	6月期	0.675月	0. 6875 月
	12 月期	0. 700 月	0. 6875 月
短時間勤務職員	計	1. 375 月	1. 375 月

③ 勤勉手当(6月期と12月期の支給月数配分の見直し)(第2条中第26条)

区分		改 正 前	改正後
一般職職員	6月期	1.000月	1. 025 月
	12 月期	1.050月	1. 025 月
	計	2.050月	2.050月
管理職職員	6月期	1. 200 月	1. 225 月
	12 月期	1. 250 月	1. 225 月
	計	2.450 月	2. 450 月
定年前再任用短時間勤務職員	6月期	0. 475 月	0. 4875 月
	12 月期	0.500月	0. 4875 月
	計	0.975月	0. 975 月

(2) 特定任期付職員の給与改定

① 給料表(第3条中第7条) 特定任期付職員の給料表を引上げ改定(4,000円~7,000円の引上げ)

② 諸手当(第3条中第9条)

特定任期付職員の期末手当支給月数を 0.1 月分引上げ改定

区分		改正前	改正後
特定任期付職員	6月期	1.650 月	1.700月
	12 月期	1.650月	1.700月
	計	3.300月	3. 400 月

(3) 施行期日

令和6年4月1日